

報告第12号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年8月30日 報 告

守 谷 市 長 松 丸 修 久

報 告	頁 数
12号	1

## 専決処分書

和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）  
第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年7月17日

守谷市長 松丸修矢



### 1 和解の相手方

住所 守谷市○○○○○○○○○

氏名 ○○○○○○

### 2 和解の内容

#### (1) 事故発生日

令和3年5月9日

#### (2) 事故発生場所

守谷市○○○○○○○○○

#### (3) 事故の概要

街路灯分電盤の電気引込ポールが根元の腐食により傾倒し、  
隣地家屋屋根瓦の一部を破損させた。

#### (4) 損害賠償額

0円（相手方の賠償請求権の放棄による）

報告	頁数
12号	2